

農地中間管理事業の推進に関する法律案参照条文目次

一	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）	1
二	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）	1
三	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）	4
四	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	6
五	民法（明治二十九法律第八十九号）（抄）	7
六	信託法（平成十八年法律第八十九号）（抄）	7
七	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	36
八	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）	36
九	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）	40
十	農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）（抄）	41
十一	独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）（抄）	42

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（農業振興地域の指定）

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。
2（略）

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。）であること。

二 その法人の組員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの）、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの）に限る。）。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）

を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となっている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

ホ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行つている個人

ヘ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

4 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合

五 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

六 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）又は市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

七 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合

十 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

十二 遺産の分割、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十三 農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合

十四 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号若しくは第二号の二に掲げる事業（以下これを「信託事業」という。）を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

十五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

十六 その他農林水産省令で定める場合

2／7 （略）

（農地又は採草放牧地の賃貸借の更新）

第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで（賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借及び農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号に規定する利用権に係る賃貸借については、この限りでない。

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限）

第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合（その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃貸借（解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く。）又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合

四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

五 第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、第四十一条の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

六 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第十八条第二項第六号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

2／7 （略）

8 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件（第三条第三項第一号及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件を除く。）又は不確定期限は、つけないものとみなす。

○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

3 6 （略）

（農用地利用集積計画の作成）

第十八条 同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

七 前号に規定する者にあつては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用の状況について、同意市町村の長に報告しなければならない旨

八 その他農林水産省令で定める事項

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）のすべてを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合第十條第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一條の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第二條第三項第二号に掲げる者を除く。）が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4・5 （略）

（農用地利用集積計画の公告）

第十九条 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）

第三十一条の三十一 出資組合は、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

一 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合

二・三 (略)

②⑨ (略)

○ 民法(明治二十九法律第八十九号) (抄)

(借主による使用及び収益)

第五百九十四条 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、その物の使用及び収益をしなければならない。

2 借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。

3 借主が前二項の規定に違反して使用又は収益をしたときは、貸主は、契約の解除をすることができる。

(賃借権の譲渡及び転貸の制限)

第六百十二条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。

2 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。

○ 信託法(平成十八年法律第百八号) (抄)

(信託の方法)

第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

一 (略)

二 特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法

三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を

公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものでよつてする方法

（信託の効力の発生）

第四条 （略）

2 前条第二号に掲げる方法によつてされる信託は、当該遺言の効力の発生によつてその効力を生ずる。

3 前条第三号に掲げる方法によつてされる信託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによつてその効力を生ずる。

一 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録（以下この号及び次号において「公正証書等」と総称する。）によつてされる場合 当該公正証書等の作成

二 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によつてされる場合 受益者となるべき者として指定された第三者（当該第三者が二人以上ある場合にあつては、その一人）に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知

4 （略）

（遺言信託における信託の引受けの催告）

第五条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、当該遺言に受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間内に信託の引受けをするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めに停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

2 前項の規定による催告があつた場合において、受託者となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者の相続人に対し確答をしないときは、信託の引受けをしなかつたものとみなす。

3 委託者の相続人が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者の相続人」とあるのは、「受益者（二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人）」とする。

（遺言信託における裁判所による受託者の選任）

第六条 第三条第二号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、当該遺言に受託者の指定に関する定めがないとき、又は受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、受託者を選任することができる。

2 前項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による受託者の選任の裁判に対しては、受益者又は既に存する受託者は受託者に限り、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等)

第二十三条 (略)

2 第三条第三号に掲げる方法によつて信託がされた場合において、委託者がその債権者を害することを知つて当該信託をしたときは、前項の規定にかかわらず、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者のほか、当該委託者(受託者であるものに限る。)に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

4 前二項の規定は、第二項の信託がされた時から二年間を経過したときは、適用しない。

5・6 (略)

(受託者による担保権の実行)

第五十五条 担保権が信託財産である信託において、信託行為において受益者が当該担保権によつて担保される債権に係る債権者とされている場合には、担保権者である受託者は、信託事務として、当該担保権の実行の申立てをし、売却代金の配当又は弁済金の交付を受けることができる。

(信託財産の合有)

第七十九条 受託者が二人以上ある信託においては、信託財産は、その合有とする。

(信託事務の処理の方法)

第八十条 受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理については、受託者の過半数をもつて決する。

2 前項の規定にかかわらず、保存行為については、各受託者が単独で決することができる。

3 前二項の規定により信託事務の処理について決定がされた場合には、各受託者は、当該決定に基づいて信託事務を執行することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合には、各受託者は、その定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行する。

5 前二項の規定による信託事務の処理についての決定に基づく信託財産のためにする行為については、各受託者は、他の受託者を代理する権限を有する。

6 前各項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

7 受託者が二人以上ある信託においては、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。ただし、受益者の意思表示については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（職務分掌者の当事者適格）

第八十一条 前条第四項に規定する場合には、信託財産に関する訴えについて、各受託者は、自己の分掌する職務に関し、他の受託者のために原告又は被告となる。

（信託事務の処理についての決定の他の受託者への委託）

第八十二条 受託者が二人以上ある信託においては、各受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の受託者に対し、信託事務（常務に属するものを除く。）の処理についての決定を委託することができない。

（信託事務の処理に係る債務の負担関係）

第八十三条 受託者が二人以上ある信託において、信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し債務を負担した場合には、各受託者は、連帯債務者とする。

2 前項の規定にかかわらず、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合において、ある受託者がその定めに従い信託事務を処理するに当たって第三者に対し債務を負担したときは、他の受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。ただし、当該第三者が、その債務の負担の原因である行為の当時、当該行為が信託事務の処理としてされたこと及び受託者が二人以上ある信託であることを知っていた場合であつて、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがあることを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったときは、当該他の受託者は、これをもって当該第三者に対抗することができない。

（信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割の特例）

第八十四条 受託者が二人以上ある信託における第十九条の規定の適用については、同条第一項中「場合には」とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同項第二号中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同項第三号中「受託者の」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者の」と、同条第二項中「受託者」とあるのは「固有財産に共有持分が属する受託者」と、同条第三項中「場合には」とあるのは「場合において、当該信託財産に係る信託又は他の信託財産に係る信託に受託者が二人以上あるときは」と、同項第三号中「受託者の」とあるのは「各信託財産の共有持分が属する受託者の」と、「受託者が決する」とあるのは「受託者の協議による」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号又は第三号」とする。

（受託者の責任等の特例）

第八十五条 受託者が二人以上ある信託において、二人以上の受託者がその任務に違反する行為をしたことにより第四十条の規定による責任を負う場合には、当該行為をした各受託者は、連帯債務者とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第四十条第一項及び第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「受益者」とあるのは、「受益者又は他

の受託者」とする。

3 受託者が二人以上ある信託において第四十二条の規定により第四十条又は第四十一条の規定による責任が免除されたときは、他の受託者は、これらの規定によれば当該責任を負うべき者に対し、当該責任の追及に係る請求をすることができない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者が二人以上ある信託における第四十四条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者又は他の受託者」と、同条第二項中「当該受益者」とあるのは「当該受益者又は他の受託者」とする。

（受託者の変更等の特例）

第八十六条 受託者が二人以上ある信託における第五十九条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者及び他の受託者」と、同条第三項及び第四項中「受託者の任務」とあるのは「すべての受託者の任務」とする。

2 受託者が二人以上ある信託における第六十条の規定の適用については、同条第一項中「受益者」とあるのは「受益者及び他の受託者」と、同条第二項及び第四項中「受託者の任務」とあるのは「すべての受託者の任務」とする。

3 受託者が二人以上ある信託における第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「受託者の任務」とあるのは、「すべての受託者の任務」とする。

4 受託者が二人以上ある信託においては、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その一人の任務が第五十六条第一項各号に掲げる事由により終了した場合には、その任務が終了した時に存する信託に関する権利義務は他の受託者が当然に承継し、その任務は他の受託者が行う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（信託の終了の特例）

第八十七条 受託者が二人以上ある信託における第六十三条第三号の規定の適用については、同号中「受託者が欠けた場合」とあるのは、「すべての受託者が欠けた場合」とする。

2 受託者が二人以上ある信託においては、受託者の一部が欠けた場合であつて、前条第四項ただし書の規定によりその任務が他の受託者によって行われず、かつ、新受託者が就任しない状態が一年間継続したときも、信託は、終了する。

（受益権の取得）

第八十八条 信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者（次条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定された者を含む。）は、当然に受益権を取得する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 受託者は、前項に規定する受益者となるべき者として指定された者が同項の規定により受益権を取得したことを知らないときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益者指定権等）

第八十九条 受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

2 前項の規定にかかわらず、受益者指定権等は、遺言によって行使することができる。

3 前項の規定により遺言によって受益者指定権等が行使された場合において、受託者がこれを知らないときは、これにより受益者となったことをもって当該受託者に対抗することができない。

4 受託者は、受益者を変更する権利が行使されたことにより受益者であった者がその受益権を失ったときは、その者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5 受益者指定権等は、相続によって承継されない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

6 受益者指定権等を有する者が受託者である場合における第一項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受益者となるべき者」とする。

（委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例）

第九十条 次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託

二 委託者の死亡の時に以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託

2 前項第二号の受益者は、同号の委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例）

第九十一条 受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であつて当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

（受益権の譲渡性）

第九十三条 受益者は、その有する受益権を譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなければならない。受託者以外の第三者に対抗することができない。

（受益権の譲渡における受託者の抗弁）

第九十五条 受託者は、前条第一項の通知又は承諾がされるまでに譲渡人に対し生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

（受益権の質入れ）

第九十六条 受益者は、その有する受益権に質権を設定することができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用しない。ただし、その定めは、善意の第三者に対抗することができない。

（受益権の質入れの効果）

第九十七条 受益権を目的とする質権は、次に掲げる金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この条及び次条において同じ。）について存在する。

一 当該受益権を有する受益者が受託者から信託財産に係る給付として受けた金銭等

二 第一百三条第六項に規定する受益権取得請求によって当該受益権を有する受益者が受ける金銭等

三 信託の変更による受益権の併合又は分割によって当該受益権を有する受益者が受ける金銭等

四 信託の併合又は分割（信託の併合又は信託の分割をいう。以下同じ。）によって当該受益権を有する受益者が受ける金銭等

五 前各号に掲げるもののほか、当該受益権を有する受益者が当該受益権に代わるものとして受ける金銭等

第九十八条 受益権に質権を設定した者受益権の質権者は、前条の金銭等（金銭に限る。）を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 前項の債権の弁済期が到来していないときは、受益権に質権を設定した者受益権の質権者は、受託者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

（受益権取得請求）

第一百三条 次に掲げる事項に係る信託の変更（第三項において「重要な信託の変更」という。）がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項に係る信託の変更がされる場合にあっては、これにより損害を受けるおそれのあることを要しない。

一 信託の目的の変更

二 受益権の譲渡の制限

三 受託者の義務の全部又は一部の減免（当該減免について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。）

四 受益債権の内容の変更（当該内容の変更について、その範囲及びその意思決定の方法につき信託行為に定めがある場合を除く。）
五 信託行為において定めた事項

2 信託の併合又は分割がされる場合には、これらにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益債権を公正な価格で取得することを請求することができる。ただし、前項第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更を伴う信託の併合又は分割がされる場合にあっては、これらにより損害を受けるおそれのあることを要しない。

3 前二項の受益者が、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割（以下この章において「重要な信託の変更等」という。）の意思決定に関与し、その際に当該重要な信託の変更等に賛成する旨の意思を表示したときは、前二項の規定は、当該受益者については、適用しない。

4 受託者は、重要な信託の変更等の意思決定の日から二十日以内に、受益者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 重要な信託の変更等をする旨

二 重要な信託の変更等がその効力を生ずる日（次条第一項において「効力発生日」という。）

三 重要な信託の変更等の中止に関する条件を定めたときは、その条件

5 前項の規定による通知は、官報による公告をもって代えることができる。

6 第一項又は第二項の規定による請求（以下この款において「受益権取得請求」という。）は、第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日から二十日以内に、その受益権取得請求に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない。

7 受益権取得請求をした受益者は、受託者の承諾を得た場合に限り、その受益権取得請求を撤回することができる。

8 重要な信託の変更等が中止されたときは、受益権取得請求は、その効力を失う。

（受益権の価格の決定等）

第一百四条 受益権取得請求があった場合において、受益権の価格の決定について、受託者と受益者との間に協議が調ったときは、受託者は、受益権取得請求の日から六十日を経過する日（その日までに効力発生日が到来していない場合にあっては、効力発生日）までにその支払をしなければならない。

2 受益権の価格の決定について、受益権取得請求の日から三十日以内に協議が調わないときは、受託者又は受益者は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の規定により価格の決定をする場合には、同項の申立てをすることができる者の陳述を聴かなければならない。

4 第二項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

5 第二項の規定による価格の決定の裁判に対しては、申立人及び同項の申立てをすることができる者は者に限り、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

7 前条第七項の規定にかかわらず、第二項に規定する場合において、受益権取得請求の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、受益者は、いつでも、受益権取得請求を撤回することができる。

8 第一項の受託者は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の利息をも支払わなければならない。

9 受益権取得請求に係る受託者による受益権の取得は、当該受益権の価格に相当する金銭の支払の時に、その効力を生ずる。

10 受益証券（第八十五条第一項に規定する受益証券をいう。以下この章において同じ。）が発行されている受益権について受益権取得請求があったときは、当該受益証券と引換えに、その受益権取得請求に係る受益権の価格に相当する金銭を支払わなければならない。

11 受益権取得請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

12 前条第一項又は第二項の規定により受託者が受益権を取得したときは、その受益権は、消滅する。ただし、信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定において別段の定めがされたときは、その定めるところによる。

（信託管理人の選任）

第二百二十三条 信託行為においては、受益者が現に存しない場合に信託管理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。

2 信託行為に信託管理人となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、信託管理人となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任の承諾をするかどうかを確答すべき旨を催告することができる。ただし、当該定めにより停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件が成就し、又は当該始期が到来した後に限る。

3 前項の規定による催告があった場合において、信託管理人となるべき者として指定された者は、同項の期間内に委託者（委託者が現に存しない場合にあっては、受託者）に対し確答をしないときは、就任の承諾をしなかったものとみなす。

4 受益者が現に存しない場合において、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。

5 前項の規定による信託管理人の選任の裁判があったときは、当該信託管理人について信託行為に第一項の定めが設けられたものとみなす。

6 第四項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

7 第四項の規定による信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受託者又は既に存する信託管理人は信託管理人に限り、即時抗告をすることができる。

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（信託管理人の資格）

第二百二十四条 次に掲げる者は、信託管理人となることができない。

一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人

二 当該信託の受託者である者

（信託管理人の権限）

第二百五条 信託管理人は、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。ただし、信託

行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 二人以上の信託管理人があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 この法律の規定により受益者に対してすべき通知は、信託管理人があるときは、信託管理人に対してしなければならない。

（信託管理人の義務）

第二百二十六条 信託管理人は、善良な管理者の注意をもって、前条第一項の権限を行使しなければならない。

2 信託管理人は、受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。

（信託管理人の費用等及び報酬）

第二百二十七条 信託管理人は、その事務を処理するのに必要と認められる費用及び支出の日以後におけるその利息を受託者に請求することができる。

2 信託管理人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める損害の額について、受託者にその賠償を請求することができる。

一 信託管理人がその事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合 当該損害の額

二 信託管理人がその事務を処理するため第三者の故意又は過失によって損害を受けた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該第三者に対し賠償を請求することができる額

3 信託管理人は、商法第五百十二条の規定の適用がある場合のほか、信託行為に信託管理人が報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、受託者に報酬を請求することができる。

4 前三項の規定による請求に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う。

5 第三項の場合には、報酬の額は、信託行為に報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする。

6 裁判所は、第二百三十三条第四項の規定により信託管理人を選任した場合には、信託管理人の報酬を定めることができる。

7 前項の規定による信託管理人の報酬の裁判があったときは、当該信託管理人について信託行為に第三項の定め及び第五項の報酬の額に関する定めがあったものとみなす。

8 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判をする場合には、受託者及び信託管理人の陳述を聴かなければならない。

9 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対しては、受託者及び信託管理人は信託管理人に限り、即時抗告をすることができる。

（信託管理人の任務の終了）

第二百二十八条 第五十六条の規定は、信託管理人の任務の終了について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「次条」とあるのは「第二百二十八条第二項において準用する次条」と、同項第六号中「第五十八条」とあるのは「第二百二十八条第二項において準用する第五十八条」と読み替えるものとする。

2 第五十七条の規定は信託管理人の辞任について、第五十八条の規定は信託管理人の解任について、それぞれ準用する。

（新信託管理人の選任等）

第二百二十九条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託管理人の任務が終了した場合における新たな信託管理人（次項において「新信託管理人」という。）の選任について準用する。

2 新信託管理人が就任した場合には、信託管理人であった者は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。

3 前項の信託管理人であった者は、受益者が存するに至った後においてその受益者となった者を知ったときは、遅滞なく、当該受益者となった者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。

（信託管理人による事務の処理の終了等）

第三百三十条 信託管理人による事務の処理は、次に掲げる事由により終了する。ただし、第二号に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 受益者が存するに至ったこと。

二 委託者が信託管理人に対し事務の処理を終了する旨の意思表示をしたこと。

三 信託行為において定めた事由

2 前項の規定により信託管理人による事務の処理が終了した場合には、信託管理人であった者は、遅滞なく、受益者に対しその事務の経過及び結果を報告しなければならない。ただし、受益者が存するに至った後においてその受益者となった者を知った場合に限る。

（委託者の地位の移転）

第四百四十六条 委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる。

2 委託者が二人以上ある信託における前項の規定の適用については、同項中「受託者及び受益者」とあるのは、「他の委託者、受託者及び受益者」とする。

（遺言信託における委託者の相続人）

第四百四十七条 第三条第二号に掲げる方法によって信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例）

第四百四十八条 第九十条第一項各号に掲げる信託において、その信託の受益者が現に存せず、又は同条第二項の規定により受益者としての権利を有しない

ときは、委託者が第四百十五条第二項各号に掲げる権利を有し、受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判）

第六十六条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

一 不法な目的に基づいて信託がされたとき。

二 受託者が、法令若しくは信託行為で定めるその権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 8 （略）

（信託財産に関する保全処分）

第六十九条 裁判所は、第六十六条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、信託財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次条において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 3 （略）

（新受託者の選任）

第七十三条 裁判所は、第六十六条第一項の規定により信託の終了を命じた場合には、法務大臣若しくは委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、当該信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 6 （略）

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第八十条 清算受託者は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 6 （略）

第八章 受益証券発行信託の特例

第一節 総則

(受益証券の発行に関する信託行為の定め)

第百八十五条 信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表示する証券（以下「受益証券」という。）を発行する旨を定めることができる。

- 2 前項の規定は、当該信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨を定めることを妨げない。
- 3 第一項の定めのある信託（以下「受益証券発行信託」という。）においては、信託の変更によって前二項の定めを変更することはできない。
- 4 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によって同項又は第二項の定めを設けることはできない。

(受益権原簿)

第百八十六条 受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、受益権原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「受益権原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項
- 二 各受益権に係る受益証券の番号、発行の日、受益証券が記名式か又は無記名式の別及び無記名式の受益証券の数
- 三 各受益権に係る受益者（無記名受益権の受益者を除く。）の氏名又は名称及び住所
- 四 前号の受益者が各受益権を取得した日
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等)

第百八十七条 第百八十五条第二項の定めのある受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された受益権原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該受益権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者（法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

(受益権原簿管理人)

第百八十八条 受益証券発行信託の受託者は、受益権原簿管理人（受益証券発行信託の受託者に代わって受益権原簿の作成及び備置きその他の受益権原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を定め、当該事務を行うことを委託することができる。

(基準日)

第百八十九条 受益証券発行信託の受託者は、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日において受益権原簿に記載され、又は記録されている受益者（以下この条において「基準日受益者」という。）をその権利を行使することができる者とする。この限りでない。

2 前項の規定は、無記名受益権の受益者については、適用しない。

3 基準日を定める場合には、受益証券発行信託の受託者は、基準日受益者が行使することができる権利（基準日から三箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を官報に公告しなければならない。ただし、信託行為に当該基準日及び基準日受益者が行使することができる権利の内容について定めがあるときは、この限りでない。

5 第一項、第三項及び前項本文の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益権原簿の備置き及び閲覧等）

第百九十条 受益証券発行信託の受託者は、受益権原簿をその住所（当該受託者が法人である場合（受益権原簿管理人が現に存する場合を除く。）にあつてはその主たる事務所、受益権原簿管理人が現に存する場合にあつてはその営業所）に備え置かなければならない。

2 委託者、受益者その他の利害関係人は、受益証券発行信託の受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 受益権原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 受益権原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の請求があつたときは、受益証券発行信託の受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

4 第百八十六条第三号又は第四号に掲げる事項（第百八十五条第二項の定めのない受益権に係るものに限る。）について第二項の請求があつた場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（受益者に対する通知等）

第百九十一条 受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該受益者の住所（当該受益者が別

に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を受益者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、受益証券発行信託の受託者が受益権の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

5 この法律の規定により受益証券発行信託の受託者が無記名受益権の受益者に対してすべき通知は、当該受益者のうち当該受託者に氏名又は名称及び住所の知れている者に対してすれば足りる。この場合においては、当該受託者は、その通知すべき事項を官報に公告しなければならない。

（無記名受益権の受益者による権利の行使）

第百九十二条 無記名受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者その他の者に対しその権利を行使しようとするときは、その受益証券を当該受託者その他の者に提示しなければならない。

2 無記名受益権の受益者は、受益者集会において議決権を行使しようとするときは、受益者集会の日の一週間前までに、その受益証券を第百八条に規定する招集者に提示しなければならない。

（共有者による権利の行使）

第百九十三条 受益証券発行信託の受益権が二人以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該受益権についての権利を行使する者一人を定め、受益証券発行信託の受託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受益権についての権利を行使することができない。ただし、当該受託者が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

第二節 受益権の譲渡等の特例

（受益証券の発行された受益権の譲渡）

第百九十四条 受益証券発行信託の受益権（第百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）の譲渡は、当該受益権に係る受益証券を交付しなければならない。その効力を生じない。

（受益証券発行信託における受益権の譲渡の対抗要件）

第百九十五条 受益証券発行信託の受益権の譲渡は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない。

- 2 第百八十五条第二項の定めのある受益権に関する前項の規定の適用については、同項中「受託者」とあるのは、「受託者その他の第三者」とする。
- 3 第一項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(権利の推定等)

第百九十六条 受益証券の占有者は、当該受益証券に係る受益権を適法に有するものと推定する。

- 2 受益証券の交付を受けた者は、当該受益証券に係る受益権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第百九十七条 受益証券発行信託の受託者は、次の各号に掲げる場合には、法務省令で定めるところにより、当該各号の受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

- 一 受益証券発行信託の受益権を取得した場合において、当該受益権が消滅しなかったとき。
- 二 前号の受益証券発行信託の受益権を処分したとき。
- 2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によって受益権の併合がされた場合には、併合された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。
- 3 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によって受益権の分割がされた場合には、分割された受益権について、その受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。
- 4 前三項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益者の請求による受益権原簿記載事項の記載又は記録)

第百九十八条 受益証券発行信託の受益権を受益証券発行信託の受託者以外の者から取得した者(当該受託者を除く。)は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した受益権の受益者として受益権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。
- 3 前二項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益証券の発行された受益権の質入れ)

第百九十九条 受益証券発行信託の受益権(第百八十五条第二項の定めのある受益権を除く。)の質入れは、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない。

（受益証券発行信託における受益権の質入れの対抗要件）

第二百条 受益証券発行信託の受益権（第八十五条第二項の定めのある受益権を除く。）の質権者は、継続して当該受益権に係る受益証券を占有しなければ、その質権をもって受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 第八十五条第二項の定めのある受益権の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

（質権に関する受益権原簿の記載等）

第二百一条 受益証券発行信託の受益権に質権を設定した者は、受益証券発行信託の受託者に対し、次に掲げる事項を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である受益権

2 前項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

（質権に関する受益権原簿の記載事項を記載した書面の交付等）

第二百二条 前条第一項各号に掲げる事項が受益権原簿に記載され、又は記録された質権者（以下この節において「登録受益権質権者」という。）は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該登録受益権質権者についての受益権原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、受益証券発行信託の受託者（法人である受託者にあつては、その代表者。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、受益証券発行信託の受託者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

（登録受益権質権者に対する通知等）

第二百三条 受益証券発行信託の受託者が登録受益権質権者に対してする通知又は催告は、受益権原簿に記載し、又は記録した当該登録受益権質権者の住所（当該登録受益権質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該受託者に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（受益権の併合又は分割に係る受益権原簿の記載等）

第二百四条 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によって受益権の併合がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、併合された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、信託の変更によって受益権の分割がされた場合において、当該受益権を目的とする質権の質権者が登録受益権質権者であるときは、分割された受益権について、その質権者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

第二百五条 受益証券発行信託の受託者は、前条第一項に規定する場合には、併合された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならない。

2 受益証券発行信託の受託者は、前条第二項に規定する場合には、分割された受益権に係る受益証券を登録受益権質権者に引き渡さなければならない。

（受益証券の発行されない受益権についての対抗要件等）

第二百六条 第八十五条第二項の定めのある受益権で他の信託の信託財産に属するものについては、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければ、当該受益権が信託財産に属することを受益証券発行信託の受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の受益権が属する他の信託の受託者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 受益権原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第八十七条の規定の適用については、同条第一項中「第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者」とあるのは「第二百六条第一項の受益権が属する他の信託の受託者」と、「当該受益者」とあるのは「当該受益権」と、「記録された受益権原簿記載事項」とあるのは「記録された受益権原簿記載事項（当該受益権が信託財産に属する旨を含む。）」とする。

第三節 受益証券

（受益証券の発行）

第二百七条 受益証券発行信託の受託者は、信託行為の定めに従い、遅滞なく、当該受益権に係る受益証券を発行しなければならない。

（受益証券不所持の申出）

第二百八条 受益証券発行信託の受益者は、受益証券発行信託の受託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を受益証券発行信託の受託者に提出しなければならない。

3 第一項の規定による申出を受けた受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

- 4 受益証券発行信託の受託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することができない。
- 5 第二項後段の規定により提出された受益証券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。
- 6 第一項の規定による申出をした受益者は、いつでも、受益証券発行信託の受託者に対し、第二項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができる。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とする。

7 前各項の規定は、無記名受益権については、適用しない。

(受益証券の記載事項)

第二百九条 受益証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、受益証券発行信託の受託者（法人である受託者にあつては、その代表者）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 受益証券発行信託の受益証券である旨
- 二 当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所
- 三 記名式の受益証券にあつては、受益者の氏名又は名称
- 四 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして法務省令で定める事項
- 五 受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め
- 六 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期
- 七 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容
- 八 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め（信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。）
- 九 その他法務省令で定める事項

2 受益証券発行信託の受託者が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは、「受益証券発行信託のすべての受託者」とする。

(記名式と無記名式との間の転換)

第二百十條 受益証券が発行されている受益権の受益者は、いつでも、その記名式の受益証券を無記名式とし、又はその無記名式の受益証券を記名式とすることを請求することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(受益証券の喪失)

第二百十一條 受益証券は、非訟事件手続法第四百二十二条非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第四百十八条第一項第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することが

できない。

- 3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第一百五十六条第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保を供して、受益証券発行信託の受託者に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

第四節 関係当事者の権利義務等の特例

(受益証券発行信託の受託者の義務の特例)

- 第二百十二条 受益証券発行信託においては、第二十九条第二項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできない。

- 2 受益証券発行信託においては、第三十五条第四項の規定は、適用しない。

(受益者の権利行使の制限に関する信託行為の定めの特例)

- 第二百十三条 受益証券発行信託においては、第九十二条第一号、第五号、第六号及び第八号の規定にかかわらず、次に掲げる権利の全部又は一部について、総受益者の議決権の百分の三（これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあっては、その割合。以下この項において同じ。）以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の百分の三以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

- 一 第二十七条第一項又は第二項（これらの規定を第七十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による取消権

- 二 第三十一条第六項又は第七項の規定による取消権

- 三 第三十八条第一項の規定による閲覧又は謄写の請求権

- 四 第四十六条第一項の規定による検査役の選任の申立権

- 2 受益証券発行信託においては、第九十二条第一号の規定にかかわらず、次に掲げる権利の全部又は一部について、総受益者の議決権の十分の一（これを下回る割合を信託行為において定めた場合にあっては、その割合。以下この項において同じ。）以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の十分の一以上の数の受益権を有する受益者に限り当該権利を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

- 一 第五十条第一項の規定による信託の変更を命ずる裁判の申立権

- 二 第六十五条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判の申立権

- 3 受益証券発行信託において、第三十九条第一項の規定による開示が同条第三項の信託行為の定めにより制限されているときは、前二項の規定は、適用しない。

- 4 受益証券発行信託においては、第九十二条第十一号の規定にかかわらず、六箇月（これを下回る期間を信託行為において定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き受益権を有する受益者に限り第四十四条第一項の規定による差止めの請求権を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

(二人以上の受益者による意思決定の方法の特例)

第二百十四条 受益者が二人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定(第九十二条各号に掲げる権利の行使に係るものを除く。)は第四章第三節第二款の定めるところによる受益者集会における多数決による旨の定めがあるものとみなす。

(委託者の権利の特例)

第二百十五条 受益証券発行信託においては、この法律の規定による委託者の権利のうち次に掲げる権利は、受益者がこれを行行使する。

一 第三十六条の規定による報告を求める権利

二 第五十八条第四項(第三百三十四条第二項及び第四百四十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十二条第四項(第三百三十五条第一項及び第四百四十二条第一項において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項、第七十四条第二項、第三百三十一条第四項、第五百五十条第一項、第六百六十五条第一項、第六百六十六条第一項、第六百六十九条第一項又は第七百七十三条第一項の規定による申立権

三 第六十二条第二項、第三百三十一条第二項又は第三百三十八条第二項の規定による催告権

四 第七百七十二条第一項、第二項又は第三項後段の規定による閲覧、謄写若しくは交付又は複製の請求権

五 第九十条第二項の規定による閲覧又は謄写の請求権

(裁判所による提出命令)

第二百二十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、前条第二項から第四項までの書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(債務の弁済の制限)

第二百三十条 限定責任信託の清算受託者は、前条第一項の期間内は、清算中の限定責任信託の債務の弁済をすることができない。この場合において、清算受託者は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算受託者は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算中の限定責任信託の信託財産に属する財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ。この場合において、当該許可の申立ては、清算受託者が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

3 5 (略)

第十章 受益証券発行限定責任信託の特例

(会計監査人の設置等)

第二百四十八条 受益証券発行信託である限定責任信託（以下「受益証券発行限定責任信託」という。）においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる。

2 受益証券発行限定責任信託であつて最終の貸借対照表（直近の第二百二十二条第四項の時期において作成された貸借対照表をいう。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならない。

3 第一項の信託行為の定めのある信託及び前項に規定する信託（以下「会計監査人設置信託」と総称する。）においては、信託行為に会計監査人を指定する定めを設けなければならない。

（会計監査人の資格等）

第二百四十九条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。第三項第二号において同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを受託者に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第二百二十二条第四項に規定する書類又は電磁的記録について監査をすることができない者

二 受託者若しくはその利害関係人から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人が欠けた場合の措置）

第二百五十条 会計監査人設置信託において、会計監査人が欠けたときは、委託者及び受益者は、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人（以下この条において「新会計監査人」という。）を選任しなければならない。

2 前項に規定する場合において、委託者が現に存しないとき、又は会計監査人が欠けた時から二箇月を経過しても同項の合意が調わないときは、新会計監査人の選任は、受益者のみでこれを行うことができる。

3 前二項に規定する場合において、受益者が二人以上あるときは、受託者（信託監督人が現に存する場合にあつては、受託者又は信託監督人）は、前二項の規定により新会計監査人を選任するため、遅滞なく、受益者集会を招集しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により新会計監査人が選任されたときは、当該新会計監査人について信託行為に第二百四十八条第三項の定めが設けられたものとみなす。

5 会計監査人が欠けた場合には、辞任により退任した会計監査人は、新会計監査人が選任されるまで、なお会計監査人としての権利義務を有する。

（会計監査人の辞任及び解任）

第二百五十一条 第五十七条第一項本文の規定は会計監査人の辞任について、第五十八条第一項及び第二項の規定は会計監査人の解任について、それぞれ

準用する。

（会計監査人の権限等）

第二百五十二条 会計監査人は、第二百二十二条第四項の書類又は電磁的記録を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は受託者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第二百四十九条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 受託者又はその利害関係人

三 受託者又はその利害関係人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

4 会計監査人設置信託における第二百二十二条第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、同条第四項中「作成しなければ」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けなければ」と、同条第五項中「その内容」とあるのは「その内容及び会計監査報告」と、同条第八項中「作成した場合には」とあるのは「作成し、第二百五十二条第一項の会計監査を受けた場合には」と、「当該書面」とあるのは「当該書面」及び当該会計監査報告」とする。

（会計監査人の注意義務）

第二百五十三条 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしてしなければならない。

（会計監査人の損失てん補責任等）

第二百五十四条 会計監査人がその任務を怠ったことによつて信託財産に損失が生じた場合には、受益者は、当該会計監査人に対し、当該損失のてん補をすることを請求することができる。

2 前項の規定による損失のてん補として会計監査人が受託者に対し交付した金銭その他の財産は、信託財産に帰属する。

3 第四十二条（第一号に係る部分に限る。）並びに第二百五条第三項及び第四項（第三号を除く。）の規定は第一項の規定による責任の免除について、第四十三条の規定は第一項の規定による責任に係る債権について、第四十五条の規定は第一項の規定による請求に係る訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百五条第四項第二号中「受託者がその任務」とあるのは、「会計監査人がその職務」と読み替えるものとする。

（会計監査人の第三者に対する責任）

第二百五十五条 会計監査人設置信託において、会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 会計監査人設置信託の会計監査人が、第二百五十二条第一項の会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、会計監査人が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、当該損害を賠償する責任を負う他の会計監査人があるときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(会計監査人の費用等及び報酬)

第二百五十六条 第二百二十七条第一項から第五項までの規定は、会計監査人の費用及び支出の日以後におけるその利息、損害の賠償並びに報酬について準用する。

(受益者集会の特例)

第二百五十七条 会計監査人設置信託に係る信託行為に第二百十四条の別段の定めがない場合における第百十八条の規定の適用については、同条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び会計監査人」と、同条第二項中「受託者」とあるのは「受託者又は会計監査人」とする。

第十一章 受益者の定めのない信託の特例

(受益者の定めのない信託の要件)

第二百五十八条 受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。）のない信託は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によつてすることができる。

2 受益者の定めのない信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを設けることはできない。

3 受益者の定めのある信託においては、信託の変更によつて受益者の定めを廃止することはできない。

4 第三条第二号に掲げる方法によつて受益者の定めのない信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならない。この場合においては、信託管理人の権限のうち第百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできない。

5 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがあるときは、当該遺言執行者は、信託管理人を選任しなければならない。この場合において、当該遺言執行者が信託管理人を選任したときは、当該信託管理人について信託行為に前項前段の定めが設けられたものとみなす。

6 第三条第二号に掲げる方法によつてされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。この場合において、信託管理人の選任の裁判があったときは、当該信託管理人について信託行為に第四項前段の定めが設けられたものとみなす。

7 第二百二十三条第六項から第八項までの規定は、前項の申立てについての裁判について準用する。

8 第三条第二号に掲げる方法によってされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合であつて、信託管理人が就任しない状態が一年間継続したときは、当該信託は、終了する。

(受益者の定めのない信託の存続期間)

第二百五十九条 受益者の定めのない信託の存続期間は、二十年を超えてはならない。

(受益者の定めのない信託における委託者の権利)

第二百六十条 第三条第一号に掲げる方法によってされた受益者の定めのない信託においては、委託者（委託者が二人以上ある場合にあつては、そのすべての委託者）が第四百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる権利を有する旨及び受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う旨の定めが設けられたものとみなす。この場合においては、信託の変更によってこれを変更することはできない。

2 第三条第二号に掲げる方法によってされた受益者の定めのない信託であつて、第二百五十八条第五項後段又は第六項後段の規定により同条第四項前段の定めが設けられたものとみなされるものにおいては、信託の変更によって信託管理人の権限のうち第四百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げるものを行使する権限を制限することはできない。

(この法律の適用関係)

第二百六十一条 受益者の定めのない信託に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項第三号及び第三項第三号		受益者の利益を害しない	信託の目的の達成の支障とならない
第十九条第三項第二号		受益者との	信託の目的に関して有する
第十九条第三項第二号		各信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）の協議	受益者の定めのない信託の信託管理人と他の信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）との協議又は受益者の定めのない各信託の信託管理人の協議
第三十条		受益者	信託の目的の達成
第三十一条第一項第四号		受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反する	受託者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成の支障となる
第三十一条第二項第四号		受益者の利益を害しない	信託の目的の達成の支障とならない
第四号		受益者との	信託の目的に関して有する

第三十二条第一項	受益者の利益に反する	信託の目的の達成の支障となる
第三十七条第四項ただし書	受益者	委託者
第三十七条第六項ただし書	信託管理人。	信託管理人又は委託者。
第三十七条第六項ただし書	受益者	委託者
第三十八条第二項第三号	受益者の共同の利益を害する	信託の目的の達成を妨げる
第五十七条第一項	委託者及び受益者	委託者（信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人）
第五十八条第一項	委託者及び受益者は、いつでも、その合意により	委託者は、いつでも（信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、いつでも、その合意により）
第五十八条第二項	委託者及び受益者が	委託者（信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人）が
第六十二条第一項	委託者及び受益者は、その合意により	委託者は
第六十二条第三項	委託者及び受益者（二人以上の受益者が現に存する場合にあつてはその一人、信託管理人が現に存する場合にあつては信託管理人）	委託者は（信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人は、その合意により）
第六十二条第四項	同項の合意に係る協議の状況	委託者の状況（信託管理人が現に存する場合にあつては、同項の合意に係る協議の状況）
第六十二条第八項	「受益者は」	「信託管理人は」
	「受益者」	「信託管理人」
	「受益者の状況」	「信託管理人の状況」
第二百二十五条第一項	受益者のために	信託の目的の達成のために
第二百二十六条第二項	受益者	信託の目的の達成
第二百四十六条第一項	受託者及び受益者	受託者
第二百四十六条第二項	他の委託者、受託者及び受益者	他の委託者及び受託者
第二百四十九条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者（信託管理人が現に存する場合にあつては

第四百九条第二項 (第一号を除く。)	委託者及び受益者	、委託者、受託者及び信託管理人)
第四百九条第三項 第一号	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合すること 委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)
第四百九条第五項	、受益者に対し	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)
第五百十条第一項	受益者の利益に適合しなくなる	信託の目的の達成の支障となる
第五百十一条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者、受託者及び信託管理人)
第五百十一条第二項 (第一号を除く。)	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)
第五百十一条第四項	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合すること 、受益者に対し	信託の目的の達成のために必要であること 、信託管理人に対し
第五百十五条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者、受託者及び信託管理人)
第五百十五条第二項 (第一号を除く。)	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)
第五百十五条第四項	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合すること 、受益者に対し	信託の目的の達成のために必要であること 、信託管理人に対し
第五百十九条第一項	委託者、受託者及び受益者	委託者及び受託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者、受託者及び信託管理人)
第五百十九条第二項 (第一号を除く。)	委託者及び受益者	委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)
信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合する	信託の目的の達成のために必要であること	

第一百五十九条第四項	、受益者に対し	、信託管理人に対し
第六百六十四条第一項	委託者及び受益者は、いつでも、その合意により	委託者は、いつでも（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人は、いつでも、その合意により）
第六百六十四条第二項	委託者及び受益者が	委託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人）が
第六百六十五条第一項	委託者及び受益者は	委託者は
第二百二十二条第六項ただし書	受益者の利益に適合する	相当となる
第二百二十二条第八項ただし書	受益者	委託者
第二百四十三条第一項第二号イ	合意	委託者の意思表示（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人の合意）
2 受益者の定めのない信託に係る受託者の費用等、損害の賠償及び信託報酬については、第四十八条第五項（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。		
3 受益者の定めのない信託に係る信託の変更については、第四百四十九条第二項第一号及び第三項第二号の規定は、適用しない。		
4 受益者の定めのない信託に係る信託の併合については、第五百十一条第二項第一号の規定は、適用しない。		
5 受益者の定めのない信託に係る信託の分割については、第五百五十五条第二項第一号及び第五百五十九条第二項第一号の規定は、適用しない。		

（受益証券発行限定責任信託の受託者等の贈収賄罪）

第二百六十七条 次に掲げる者が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 受益証券発行限定責任信託の受託者（前受託者又は清算受託者を含む。以下同じ。）

二 受益証券発行限定責任信託の信託財産管理者

三 受益証券発行限定責任信託の民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者

四 受益証券発行限定責任信託の信託財産法人管理人

五 受益証券発行限定責任信託の信託監理人

六 受益証券発行限定責任信託の信託監督人

七 受益証券発行限定責任信託の受益者代理人

八 受益証券発行限定責任信託の検査役

九 会計監査人

- 2 前項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 3 第一項の場合において、犯人の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(国外犯)

第二百六十八条 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

- 2 前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第二百六十九条 第二百六十七条第一項に規定する者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。

(過料に処すべき行為)

第二百七十条 (略)

- 2 受益証券発行信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産管理人、信託監督人又は受益権原簿管理人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二百二十条の議事録（信託行為に第二百十四条の別段の定めがない場合に限る。）又は第百八十六条の受益権原簿を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二 第百八十七条第一項又は第二百二条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提供を拒んだとき。

三 第百九十条第一項の規定に違反して、第百八十六条の受益権原簿を備え置かなかったとき。

四 第二百七条の規定に違反して、遅滞なく、受益証券を発行しなかったとき。

五 第二百九条の規定に違反して、受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

3 (略)

- 4 会計監査人設置信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人又は信託監督人は、第二百五十条第三項の規定に違反して、会計監査人の選任の手続をすることを怠ったときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）。

⑩～⑰（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務
（略） 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）	（略） 一人の者（経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつてゐる者があるときは、その者）

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）（抄）

（土地改良事業に参加する資格）

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者
- 二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会（農業委

員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2 前項第二号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も、また同様とする。

3 (略)

4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）若しくは農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化事業（同条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。）の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

5 8 (略)

(申請)

第八十五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）にあつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者

の三分の二) 以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4・5 (略)

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の上の相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができる。

8・9 (略)

(土地改良事業の開始)

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体(政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。)又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては総会の議決(総会を置かない農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。)を経て、)規約(同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項において同じ。)及び土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成)を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3・4 (略)

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の社員及び第二項の同意をした者を除く。)に対抗することができない。

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合に

は、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては総会の議決を経て、）必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、総会の議決を経なければならない）。

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者を除く。」と読み替えるものとする。

（測量、検査又は簿書の閲覧等の手続）

第百十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 国、都道府県又は市町村の職員

二 土地改良区又は連合会の役員

三 農業委員会の委員又は農業委員会の事務に従事する者

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体の役員

五 第五条第一項、第九十五条第一項若しくは第百条第一項の認可の申請又は第八十五条第一項若しくは第八十五条の四第一項の規定による申請をしようとする者

2
24 (略)

5 第一項の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 (略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百十七号）（抄）

附 則

（業務の特例）

第六条 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法（以下「平成十三年改正前農業者年金法」という。）及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。第三項において「平成二年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。

二 農地等（農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

3 第一項の規定により基金が行う同項第一号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則の規定、平成二年農業者年金改正法附則の規定及び附則第二十一条の規定により廃止され、又は廃止されたものとされた法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項におい

て「平成十三年農業者年金改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に
 関し必要な技術的読替えその他平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に
 関し必要な事項は、政令で定める。

4・5 (略)

○ 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）（抄）

附 則

（施行日前に農業者年金の被保険者であつた者に係る年金給付の特例）

第八条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者（施行日の前日において旧法による年金給付に係る受給権を有していた者を除く。）については、旧法中旧法による経営移譲年金及び農業者老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に
 関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
旧法第四十二条第一項第二号イ	農業者年金の被保険者である六十歳未満の者	(略)
旧法第四十二条第一項第二号ロ	一人の者（経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつて いる者があるときは、その者）	平成十三年改正前法における農業者年金の被保険者に相当するものとして政令で定める者（次号イにおいて「被保険者相当者」という。）である六十歳未満の者
(略)	(略)	(略)

2ゝ4 (略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）（抄）

（経営移譲）

第四十二条 前条第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。

一 その廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日の一年前の日（以下この条及び次条において「基準日」という。）においてその面積の合計が第二十三条第一項第一号の政令で定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者であつた者（以下「経営移譲者」という。）が、耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。

二 経営移譲者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益させている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。）のすべてについて、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養地区の事業を廃止した者であること。

イ 農業者年金の被保険者でもある六十歳未満の者（経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したそのものの直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く。ロにおいて「讓受被保険者」という。）、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの（経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。）、基金、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体その他政令で定める者

ロ 経営移譲者の直系卑属（讓受適格被保険者を除く。）のうち政令で定める要件に該当する一人の者（経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したそのものの直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、かつ、引き続き農業者年金の被保険者となつてゐる者があるときは、その者）又はその配偶者（讓受適格被保険者を除き、政令で定める者に限る。）

三 経営移譲者が、次のイ及びロに掲げる者に対し、それぞれイ及びロに掲げる処分対象農地等について、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。

イ 前号イに掲げる者（個人（農業者年金の被保険者を除く。）にあつては、耕作又は養畜の事業の常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。） 処分対象農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等

ロ 前号ロに掲げる者（国民年金法第七条第一項第二号に該当する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に限る。） 処分対象農地等のうちイに掲げる農地等を除いた残余のすべて

四 経営移譲者が、処分対象農地等のうちその者の日常生活に必要な最小限度の面積として政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべて

について、第二号イに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を縮小したものであること。

2
5
(略)